

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月27日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「除き，1週間38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては，1週間につき）」を「除き，4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては，1週間当たり）」に改め，「又は4週間で平均して1週間38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては，1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内において，任命権者が定める時間数）」を削る。

第2条の次に次の3条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務等)

第2条の2 任命権者は，公務のために臨時の必要がある場合においては，職員に正規の勤務時間（第2条及び第4条の規定による勤務時間をいう。）を超えて勤務すること又は休日等に勤務することを命じることができる。

2 任命権者は，職員に時間外勤務（前項の規定により命じられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命じる場合には，職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限)

第2条の3 任命権者は，3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員が，当該子を養育するために請求した場合には，公務の正常な運営を妨げる場合を除き，時間外勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校への就学（以下この条において「小学校就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、任命権者の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、条例第8条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員が、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校への就学（以下この条において「小学校就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、任命権者の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「条例第8条第1項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、前項中「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限について必要な事項は、任命権者が定める。

（時間外勤務を命じる時間及び月数の上限等）

第2条の4 任命権者は、職員（官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げ

る事業を除く。)に従事する職員及び同法第41条第1号に該当する職員に限る。以下この条において同じ。)に時間外勤務を命じる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じるものとする。

(1) 次号に規定する職員以外の職員 次のア及びイに定める時間

ア 1箇月において時間外勤務を命じる時間について45時間

イ 1年において時間外勤務を命じる時間について360時間

(2) 業務量、業務の実施時期その他の業務の実施に関する事項の調整をあらかじめ図ったうえでもなお前号に規定する時間を超えて時間外勤務を命じる必要があると任命権者が認める職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命じる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命じる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命じる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命じる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他重要な業務であって速やかに処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員（前項第2号に規定する職員に限る。）に対し、同号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命じる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項第2号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命じる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証（次項において「検証等」という。）を行

わなければならない。

4 前項の規定により、検証等を行った場合は、任命権者は時間外勤務の縮減に向けた必要な措置を講じるものとする。

5 前4項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命じる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第4条第1項中「又は他の」の右に「勤務日の」を加える。

(京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部改正)

第2条 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。)並びに」を「及び」に、「臨時的任用職員及び特別の職務に従事する職員」を「臨時的に任用される職員(以下「臨時的任用職員」という。)」に改める。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第9条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(同項第1号に規定する職員(以下「1号職員」という。))にあつては、1週間当たり31時間を超えない範囲内において、任命権者が定める時間数)とする。

2 会計年度任用職員の時間外勤務については、常勤職員の例による。

3 会計年度任用職員の休憩時間及び休日については、常勤職員との均衡を考慮して任命権者が定める。

4 前項の休日のほか、任命権者は、1号職員について、別に勤務を要しない日を設けることができる。

5 会計年度任用職員の休日等の振替え及び休暇については、常勤職員との均

衡を考慮して任命権者が定める。

(臨時的任用職員の勤務時間等)

第10条 臨時的任用職員の勤務時間，時間外勤務，休憩時間，休日及び休日の振替えについては，常勤職員の例による。

2 臨時的任用職員の休暇については，常勤職員との均衡を考慮して任命権者が定める。

3 前2項の規定にかかわらず，任命権者が定める臨時的任用職員の勤務時間その他必要な事項については，前2項の規定との均衡を考慮して任命権者が定める。

(京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（平成19年12月20日人事委規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成31年4月1日から，第2条及び第3条の規定は平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第2条の4第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については，同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは，「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

3 第2条及び第3条の規定の施行に関し必要な経過措置は，任命権者が定める。

(人事委員会事務局)